発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201 郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623 メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

秋晴れの中での球宴~自由法曹団東京支部ソフトボール大会

金子 直樹

11月10日 Tokyo 憲法セミナ - 「軍隊のない国」日本と憲法9条

上条 貞夫

飛躍を遂げる9条運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・島田 修一

「沖田国賠訴訟」破棄差し戻し判決・・・・・・・・・・・・・・・・・鈴木 剛

警察の捜査怠慢の違法性を認めた東京地裁判決・・・・・・・・・鈴木 麗加

支部総会 09年2月27日・28日に

支部総会の特別報告にご寄稿を

年末年始の活動のご報告を

09年1月21日(水) 若手学習会&新人歓迎会 テーマは過労死

憲法セミナー

1 1 月幹事会議事録

日誌

修習生担当のみなさまへ

今月号には9条署名、Tokyo憲法セミナーのちらし、Tokyo憲法セミナーニュースを同封します。

秋晴れの中での球宴~自由法曹団東京 支部ソフトボール大会

埼玉支部 弁護士 金子直樹

10月31日、秋晴れの爽やかな天気の中、自由法曹団東京支部のソフトボール大会が大井町スポーツ総合公園で行われました。総勢14チームで、全参加者は、200名近くにも上ったそうです。我々は、労働弁護団チームとして参加しましたが、本部の鴨田前幹事長のほか,神奈川支部、埼玉支部の参加者が多く参加し、混成チームとなりました。

自由法曹団東京支部長のご挨拶のあと、いよいよ試合が始まりました。普段は法廷を戦いの場としている先生方も、この時ばかりは球場を戦いの場として、真剣勝負の火花を散らしていました。

私は日頃ほとんど運動しておりませんでしたので、ウォーミングアップからぎこちない動きで、今日一日持つのかなという不安に駆られましたが、体を動かすことは大好きなので、大いにハッスルしました(ハッスルしすぎて3日ぐらいは全身の痛みに、普通に歩くことができませんでしたが・・・(涙))。ポジションはセカンドで3番バッターをつとめました。初めはエラーも多くみんなの足を引っ張っておりましたが、ほかの先生方にフォローをしていただいたおかげで、だんだんと調子を出していくことができました。

我が労働弁護団チームは、1試合目には佐渡島先生の走者一掃タイムリーが飛び出し快勝しました。2試合目は攻守の要である佐渡島先生が足を痛めベンチへ下がるというアクシデントがありましたが、何とか接戦を制することができました。そして準決勝に進むと、私がタイムリーエラーをするなど3回表まで3点のリードを許す苦しい展開でした。しかし、この試合から参加した田中浩介先生が長打を放つなど大逆転勝利を収めることができました。私は、ツーベースを打ちましたがその後が情けなかった・・・。というのも、タッチアップをしようと駆けだしたその一歩目で体がよろけてしまい、そのままよたよたと何とか転ばずにホームを目指し、最後はお腹からホームベースに倒れ込みました。セーフになったとはいえ、昔の敏捷に動けた(?)はずのイメージと実際の体の動きとのギャップに悲しくなりました。

そしていよいよ決勝戦。相手は、東京合同法律事務所チームでした。相手は、さすが決勝に残る実力と事務所チームならではの団結力の持ち主で非常に強敵でした。中でも、MVPを獲得した事務局の女性ピッチャーには、スピードと鋭い切れ味の球に翻弄されました。しかし、敗色濃厚の中迎えた最終回の攻撃、連打に次ぐ連打(私も打ちましたよ)で、いよいよ1点差まで追い上げ、2アウト1・3塁の一打逆転のチャンス!上がった打球が落ちれば同点・・・というところでセカンドの先生がごろごろ体を転がしながらもがっちりとつかんで試合終了。惜しくも我が労働弁護団チームは準優勝となりました。

最後は悔しい思いをしましたが、爽やかな秋の日に、体を動かして、みんなと一つになれたことは非常に気持ちのよいものでした。きっちりと仕事をこなしながらも、普段から少しずつ体を動かして、少しでも昔の自分に近づき、ぜひ来年には栄冠の優勝トロフィー

以上

支部ニュースの訂正とおわび

支部ニュース420号(2008年11月号)2ページ

2位 日本労働弁護団チーム 3勝とありましたが、3勝1敗のあやまりでした。

「13位 アンチ君が代リターンズ 2敗」が抜けていました。

誠に申し訳ございませんでした。 訂正した 順位表は以下のようになります。

順位	チーム名	勝敗
優勝	東京合同法律チーム	4 勝
2位	日本労働弁護団チーム	3勝1敗
3位	城北法律事務所チーム	3勝1敗
4位	三多摩連合	1 勝 2 敗
5位	Yoyogi Phoenix	3勝1敗
5位	薬害ヤコブ東京大気	3勝1敗
7位	旬報ロイヤーズ	2 勝 2 敗
7位	南部・五反田	2 勝 2 敗
9位	東京法律事務所チーム	1 勝 2 敗
10位	都民中央チーム	2 敗
10位	下町	2 敗
10位	ウェール	2 敗
13位	東京東部法律事務所チーム	2 敗
13位	アンチ君が代リターンズ	2 敗

11月10日 Tokyo 憲法セミナ -「軍隊のない国」日本と憲法9条

東京法律事務所 上条 貞夫

東京支部の憲法セミナ - 第一回は、11月10日。 イラク "派兵違憲判決"と派兵恒久法 をテ - マに、団愛知支部の田巻紘子弁護士(自衛隊イラク派兵差止訴訟弁護団)をお招きして、実に内容の深い講演を拝聴した。

1 冒頭に、DVD「イラク・戦場からの告発」(イラクの子どもを救う会製作)が映し出される。無残に傷つけられ生命を奪われていく子ども達の映像が、二重、三重に脳裏に焼き付けられる。アメリカが起こしたイラク戦争によって、罪のない子ども達がどんどん殺されていく。自衛隊のイラク派兵は、まさにここに加担すること。そんなことが、どうして許せるか。この思いが訴状に貫か

れていること、憲法9条違反を正面にだすのではなく、この思いを分かりやす く口語体で訴状に書き上げた弁護団の情熱!

- 2 あの名古屋高裁判決(2008.4.17)を得た力は何だったのか。弁護団の中心を担って全力を尽された田巻さんの一言一言に胸を躍らせて私達は聴き入った。それは、「一人ひとりが立ちあがったこと」 裁判へ参加・支援したのは団体や組織ではなく、一人ひとりの個人、3000人以上の原告が個人として裁判に参加した 「法廷の中でも外でも学び続け、知り続けたこと」 4年半続けられた新聞スクラップ、継続して行われた学習会 (田巻さんは、毎週土日に図書館に通い続けて、全ての新聞に眼を通しイラク関係の記事を全部集めて、そこから、毎回の裁判で新たな主張を組み立てました) 「4年半、訴え続けたこと」 毎回の裁判の口頭弁論期日で、裁判官に口頭で欠かすことなく訴え続けた。こんなに人が殺されているイラクの実態。日本国憲法があっても裁判所は何も出来ないのか、と 「タテとヨコのつながり」 過去の裁判運動に学ぶこと(砂川事件、恵庭事件など違憲訴訟の実績と教訓)、全国の原告団・訴訟団で励まし合うこと 。
- 3 判決文のポイントは、担当された弁護団の田巻さんから直接に解説を聴いて、一段とリアルに認識が深まった。(必読の文献として、『法と民主主義』No. 431号14頁以下、田巻紘子「事実に基づいた論証の勝利 自衛隊イラク派兵差止名古屋高裁判決」と、『青年法律家』No. 450号2頁以下、川口創「イラク派兵違憲判決への道のり」。何回読んでも、新鮮なエネルギ が身体の底から湧き上がってくる思い。まだ読んでいない団員は、この際ぜひ一読を)
- 4 田巻さんは、「判決が私たちに問いかけているもの」を、要旨つぎのように話された。印象深い指摘であった。
- (1) 今、日本は戦争をしている。憲法9条1項違反との判断は、日本が戦争しているということを裁判所として認めたこと。 4年半の裁判を通じ、一貫して「日本は今現在、平和憲法を踏みにじって戦争しているし、今後も戦争を続けようとしている。これを今、放置して憲法判断をしなければ、裁判所が役割を放棄することになる」と訴えてきた。 原告が感じ、訴えてきた危機感を、裁判所も共有した結果の9条1項違反判決といえる。
- (2) これ以上、だまされて戦争をし続けますか。加害者になり続けますか。 裁判所は現在の司法府として出来る限りの事実認定(憤り、怒り、悲しみの こもった事実認定)憲法判断(政府解釈にのっとった堅実な憲法判断)を示 した。その中では、「人道復興支援」「国際協力」「掃討作戦」「テロとのたたか い」という言葉で政府が国民に伝えていない(だましている) 凄まじい人殺 しの実態、それに日本が加担している実態、を暴いた。

イラク派兵だけで終らない、戦争の流れが進んでいる中で、国民の皆さんは

どうするのですか、と問うている。

司法府は三権の一つとして、出来る限りの役割を果たした。あとは、主権者がどういう判断をするかですよ、皆さんの出番ですよ、と問うている。

- 5 インド洋給油(新テロ特措法)、海外派兵恒久法について(省略)
- 6 結論 私たちの未来を取戻す
- 一人ひとりの行動が求められている。一人ひとりの行動こそが戦争を止めてい く。

最後に、「竹内バッテン」運動について。

2008年10月21日に任命されたばかりの「竹内行夫」判事は、外務省の外務次官で小泉元総理とともにアメリカのブッシュ大統領のイラク戦争を支持し、自衛隊をイラクへ派兵した外交を進めた張本人。憲法をここまで破壊した人物に、憲法の番人になる資格はない。今の時期に、竹内氏を敢えて最高裁判事に指名した内閣総理大臣の意図は、ずばり、戦争・戦争体制に抵抗し、司法として憲法にのっとった裁判を行おうとする裁判官に対する弾圧。これを許すことは出来ない。 来る総選挙の際の最高裁判事・国民審査では、竹内氏に不信任のバッテンを!

[憲法セミナ - の初回に相応しい、力の湧き出る素晴らしい講演を戴きました。 東京支部団一同、心から感謝致します。]

飛躍を遂げる憲法運動

支部長 島田 修一

九条の会第3回全国交流集会

11月24日、日本教育会館で標記の集会が開かれた。右翼が囲み機動隊が厳戒する中、全国から926名が参加した。九条の会が7294に達したとの報告に万雷の拍手。大江・奥平・澤地・鶴見各氏の挨拶に続いて谷山博史氏(日本VC代表理事)が特別報告。アフガンの犠牲者は04年800人07年8000人と急増、外国兵士の死を防ぐため繰り返される空爆、空爆の民間人死者は242人(08年10月現在)、アフガン駐留の外国軍は03年の3倍7万人、対抗して武装勢力も増加、0EFと統合したISAFは対「テロ」戦争に変質、市民相手の戦争がマスメディアが報道しない今の厳しい実態。対話による紛争解決しか道はなく日本政府は包括的平和の仲介をすべきだとの訴えに、「憲法運動にとって今なにが必要か」を会場全体が受け止めた。

運動が前進している報告が各地から相次いだ。運営委員会や宣伝行動等の日常活動は確立した、人 の話を聞く運動から自分たちで何かをやろう運動へ踏み出した、駅頭から路地裏に回った宣伝行動で 豆腐屋が「9条よりもオレのところは商売が窮状だ」と訴えた等々、これまで以上に市民が主体的に参加し出し、誰の目にも見える運動へ発展していることは間違いない。また無関心・保守・青年の各層へ輪を広げる運動が新たに追求され、社長3人が世話人となり経済の視点から平和を考える「北海道グリーン九条の会」教育の力がなければ未来はないとして全国各地に「教育子育て九条の会」を作ろうの新たな呼びかけ、さらには現元16人による宮城「首長の会」秋田「首長の会」は18人、神奈川大和では市長や教育委員長が連帯のメッセージ、と行政への広がりも確認することができた。若者への広がりをどうするかの課題では、若者が多数出演した長野松本連絡会の憲法劇は成功、千葉成田のイラク帰還兵を囲む会では若者多数が寺で徹夜して聞いたことを知り、「声をあげる場所がなかったが本日の交流で決意が出た」と学生が発言し、「青年学生の運動は社会に大きなインパクトを与える」との呼びかけに全員が頷いた。そして、最後に九条の会から次の呼びかけがなされ全員で確認した。一人ひとりの創意や地域の持ち味を大切にした取り組みで、憲法を活かす過半数の世論を。

継続的・計画的に学習し、条文改悪も解釈による憲法破壊も許さない力を地域や職場に。 思い切り対話の輪を広げ、ひきつづき小学校区単位の「会」の結成に意欲的取り組みを。交流・協力のためのネットワークを。

九条の会東京連絡会第1回懇談会

10月24日発足した東京連絡会の最初の行動として12月8日、第1回懇談会が豊島区民センターで開かれ、都内各地から約40名が参加した。事務局から、発足集会は幅広い人々の呼びかけと賛同を得ることができたこと(呼びかけ人117名、賛同人56名)。多くの9条の会がネットワークで結びつくことの意義が共有できたこと、より広範な連携のための基礎づくりとなったこと、しかし連絡先の登録数は290余の「会」に止まり、賛同金寄付者もこれからである等、連絡会としての内実はまだ不十分さを残していること、集会当日の事故に関しては事務局としての体制の甘さの現れであり、二度と起こさないよう反省し学ぶ必要があること、以上が報告された(事故とは集会終了後に会場で集まった寄付金や賛同申込書が入った箱が盗まれた事件)

続く意見交換は約2時間続き、ニュース発行、財政確立(毎月の経常費は20万円だが現在保有金額は58万円余)事務局体制拡充(現在11名だが女性と若者の参加を期待)適時の懇談会開催等を確認したが、時間の多くは交流会の持ち方に費やされた。連絡会の意義は各地の「会」が単独ではできない活動を、全都レベルの活動を、空白地域の解消を、にあることから交流会を開くことで意見は一致したが、問題はどんな交流会とするか。勉強よりお祭りがいい、情報をくれる組織より出会いができる場にしたい、署名運動の交流がしたい、09年9月9日に一斉行動しないか等々の活発な意見が出た。その結果、何を語り合うかは実行委員会を作ってそこで詰めることとして、第1回実行委員会(1月19日午後6時30分)を開くことを決定。

いよいよ動き始めた東京連絡会。全国でも宮城、松本、京都その他で連絡会が作られ、地域別交流 会も開かれている。東京の憲法運動をさらに強めていくためにもネットワークを構築したいと思いま す。都内各地で活動されている「会」が是非とも連絡会に登録されるようお願いします(連絡先は連 絡会事務所、tel3239-6716 fax3239-6717)。また「東京連絡会を応援する法律家の会」には現在まで約50名の弁護士が参加されていますので、この会にも是非ともご参加ください。米軍再編を進め、改憲手続法の施行が2010年と迫る09年は、9条を守る運動が一大飛躍を遂げるよう推し進めたいと思います。

千代田 9条の会学習会報告

旬報法律事務所 事務局 船越賢明

11月19日(水)、明治大学の教室で秋の特別学習企画が開催されました。

「自衛隊イラク派兵違憲判決に学ぶ」と題し、日本国憲法史上初めて確定した憲法9条 違反の判決について、どのような判決だったのか、その背景と私たちの権利について学習 しました。

前半は、明治大学文学部教授山田朗先生から、判決の意義や法廷で証言された自衛隊の 実態についてお話いただきました。

山田先生は、判決の意義として次の4点を指摘されました。

1、平和的生存権の具体的権利を認めたこと

憲法前文の平和的生存権に具体的権利性を認めたことで、これからの運動の拠り所になる。

- 2、9条第1項違反を認定したこと
- 一般論でなく事実を掘り下げ、輸送・補給は戦争・戦闘の不可欠の要素であり、アメ リカ軍の戦闘行為との一体性・密接性を認めた。
- 3、イラク特措法からみても違法だと認定したこと バグダッド市内及びバグダッド空港は「戦闘地域」に該当すると認定。
- 4、司法による憲法判断

司法判断で自衛隊の軍事拡大と海外展開に歯止めをかけるもの。

とくに自衛隊の軍備のお話は印象的でした。防衛大綱で武器数が限定されているが、「更新」の名目で格段に高性能化・大型化されており、その結果、遠征・輸送・補給能力が飛躍的に向上していること。そして、これらは米軍の海外展開に対応したものであると指摘されました。

まとめとして、「違憲判決が記念碑になってはダメ。イラクの実態、自衛隊の活動の実態を明らかにする作業をさらに進める必要性があります。全国の差止訴訟あと 3 つ残っています。これから成果と課題を広めることが重要。戦争は今まさに行われているが、戦争の実態(戦争の歴史)を多くの市民が知ることが必要で、市民が 軍事 を監視し、コントロールする力を強めていくことが重要」と結びました。

後半は、イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長の川口創先生より、判決をどのように活かすかについてお話いただきました。

まず、「9条とは何か、これに違反するとはどういうことか」と参加した学生に問いかけられ、その後、イラクの実態を取材した最新の映像を上映しました。

そこに映ったのは、隣国に受入れられず行き場をなくした大量の難民、米軍の空爆後から重度の精神障害に苦しむ子どもたち(米軍の毒ガス・化学兵器使用が疑われる)、死者数を減らすためイラクの土に埋められた身寄りのない米兵の遺体、民営化する戦争の仕組み・・・・。参加した誰もが、はじめてみる戦争の実態に強烈なショックを受けました。

続けて、今回訴訟の目的は「イラク戦争の加害者になりたくない」という一致点であり、 9条を知らなかった高校生も原告に加わったことや、その後世界がとったイラク戦争への 対応、米兵リクルートの実態を指摘。実際に判決を読みながら(学生に読ませながら) 意義と魅力を語られました(詳細は省略)。

講演の最後に、「皆が平和実現の担い手。判決は裁判官の共感・使命がみなぎっている。こんな人間らしい判決を勝ち取ったのは私たちが声を上げたから。「おかしい」と思うことを声に出そう。運動するとき、一人ではなく、横に広げ(友達に)、縦につなげ(先輩から後輩にへ)、細々とでも堂々と続けよう。運動はいつもうまくいくわけではないが、絶対にあきらめないで」と熱く語りかけ講演を結びました。

講演を通して、学ぶこと、声を上げることで平和がより具体的に実現されるのだとあらためて感じました。

憲法 9 条をめぐるこれまでの訴訟では、平和を「抽象的」と評価し、問題の本質を見てないか、あえて見ないようにしてきたのだ思います。しかし、私たち平和運動をする側も自覚すべきところで、ただ漫然と「抽象的」に平和を求めていてもそれは過去の判例と同じレベルになってしまいます。

今回の訴訟のように「これが平和の姿だ!」と声を上げたからこそ、憲法 9 条の輪郭がはっきり見えたのだと思いました。

当日参加者は141名、そのうち45名が学生でした。

学生にとって、平和について考えたり、社会に蔓延する「おかしさ」に気付いたりできるよいキッカケになったとことと思います。最後に、心に残った感想文を一人だけ紹介します。

「とても良かった。世の中の流れは変わらないと思っていた。なるようになるさと思っていた。実際世の中の流れは変わっていないのかもしれないけど、イラク派兵に違憲判決がでて、それが政府の静動を変えたのかと思うと、少し希望が持てた気がしたから。」(20歳未満・学生)

「沖田国賠訴訟 破棄差し戻し判決」

まちだ・さがみ総合法律事務所 鈴木 剛

1 沖田事件とはこんな出来事

今から9年前の1999年9月2日、沖田さんは帰宅途上、吉祥寺駅から中央線に乗りました。

見ると、女性が携帯電話で通話をしていました。通話は電車が三鷹駅を過ぎても続き、 また、大きな声であったため、沖田さんは女性に「携帯電話は止めなさい」と注意しました。女性は「分かったわよ」と言って携帯を切りました。

電車が国立に着き、沖田さんは駅前の横断歩道を渡り、バス停前を歩いていました。突 然警察官が背後から歩み寄り、「今、電車の中で痴漢しませんでしたか?」と尋ねたので す。

沖田さんが「何のことですか?」と答えるや、もう一人の警察官が走りより、「逮捕する!」と言いながら沖田さんの両脇を捕まえていきなり逮捕しました。沖田さんは「逮捕状を見せろ」と反論しますが、警察官は「そんなもんいらねえんだよ。女がやられたっていってるんだから!」などと、全く耳を傾けませんでした。

沖田さんを逆恨みした女性は、交番の警察官に、「自分の腰に股間を押し付けられた」 との嘘の被害申告をしていたのです。

2 訴訟提起

沖田さんは21日間身柄拘束を受けましたが、結局嫌疑不十分で釈放されました。

そもそも証拠もなく、沖田さんの言い分も聞かず、いきなり逮捕勾留して自白を迫るの は明らかな違法捜査です。

痴漢呼ばわりされた汚名を晴らしたい、このような違法捜査の現状を世に訴え、警察検察を正したい。悩んだ末、沖田さんは、女性、東京都、国を相手取り、国家賠償裁判を提起します。

ところが、第1審、控訴審は、何と沖田さんが痴漢をやったとして、訴えを棄却しました。携帯を注意された位で、女性が虚偽申告をするはずがないと考えたのです。

3 明らかな原判決の矛盾点

しかし、原判決には明らかな矛盾がありました。当時、女性と携帯で通話していた男性 が、その時の会話内容を検事に供述していたのです。

(女性の記憶)

女性 離れてくれない?

沖田 携帯電話は止めなさい

女性 変なことしておいて、何言ってんの!

沖田 携帯電話は止めなさい

女性 分かったわよ、切るよ。

(沖田さんの記憶)

沖田 携帯電話は止めなさい 女性 分かったわよ! (男性の記憶) 女性 変な人が近づいてきた。 沖田 携帯電話は止めなさい!

このように、男性の供述は、女性の供述と明らかに矛盾し、逆に沖田さんの供述内容と ほぼ符合します。

ところが、判決では、女性の「変な人が近づいてきた」との言葉は、「痴漢をされている」ということを婉曲に表現したものだとし、男性と女性の齟齬は、携帯電話を通じてはよく聞き取れないことがあるなどとして取り上げませんでした。

控訴審では、この男性の証人尋問も要求しましたが、裁判所はこれをも却下したのです。

4 ト告審の判断

本年の9月29日最高裁での口頭弁論を経て、11月7日に判決が言い渡されました。 判決の内容は、女性に対する請求について原判決を破棄し、東京高裁に差し戻すというも のです。

上告審では、高裁の認定について、「是認することができない」としました。男性の証 言内容は、女性の証言内容と「看過し得ない食い違い」があるとしたのです。

そして「同人(男性)が電話を通して聞いた被上告人と上告人の発言の内容を小池検事の証言及び陳述書のみによって認定した上、具体的根拠が乏しいまま、男性の電話に聞こえた本件車両内での騒音等を被上告人に有利に推測して、小池検事に対する男性の供述内容と整合しない被上告人の供述の信用性を肯定し、男性の供述と合致する上告人の供述の信用性を否定して、上告人が本件痴漢行為をしたものと認定したことについては,審理不尽の結果、結論に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるといわざるを得」ないとしました。

5 本判決の感想

沖田さんをはじめとして、この裁判を支えた多くのかたがたは、痴漢えん罪を生み出す、 警察・検察の杜撰・違法な捜査を正すため、この訴訟を提起しました。その意味からは、 警察・検察の違法を認めなかった本判決には不十分な点が含まれます。

しかし、本判決は、客観的証拠との整合性を無視し、被害申告を鵜呑みにしてきた、原 判決を厳しく批判しています。

この最高裁判決が、他の痴漢えん罪裁判に良い影響を与えることを期待しています。

自由権規約委員会 日本の人権に鋭い勧告

三多摩法律事務所 鈴木 亜英

- 1.市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約若しくはB規定という)に関する第5回日本政府報告の審査が2008年10月15、16両日ジュネーブの国連欧州本部で開かれました。この条約の監視機関である自由権規約委員会が締約国である政府の5年に1回の定期報告に基づいて行うものですが、日本政府の報告書が期限に4年も遅れて提出されたために、実に10年ぶりの審査となってしまいましてた。
- 2.日本政府はこの審査に当たっての報告書の分量と参加陣容は「立派」でしたが、報告書の中味は相変わらず空疎であり、役人の棒読み答弁は聞く者をして退屈させました。 日本の批准した人権条約がきちんと履行されているかどうかを点検する審査であるにもかかわらず、日本政府は終始規約は眼中にないという対応ぶりでした。ですからこれを追及する専門委員からは日本政府はひとりとして規約のことに触れようとしないと強い不満が表明されました。
- 3.審査は異例の延べ9時間に及びました。NGOからの報告が充実しているだけに、そしてそれに較べて政府の報告が貧弱なだけに糺さなければならないことが沢山あったからだと思います。専門委員の語りかけのなかに国内では通りにくくなっている常識がまさに文字通り常識として生き返る様をみて、改めて人権とはこのことなんだと実感しました。
- 4.委員会ではここまで人権が原則的に語られているのに、残念なことに政府は都合の良い解釈に固執するばかりで、国際人権の到達点に思いを致すという姿勢は微塵も窺えませんでした。例えば、国連の人権諸機関がこれまで度々代用監獄を非難してきたにもかかわらず、かえってこれを正当化する姿勢を公然と示すとか、死刑制度とその運用について人権の見地から配慮を求める委員の意見に世論調査の結果で対抗するとか、表現の自由を脅かす公選法戸別訪問禁止規定については最高裁判決の要旨を読み上げてすませるなど、数えあげれば切りがありません。
- 5.このようなやりとりのあとで発表された委員会の総括所見は次なる審査の宿題とも言うべきものです。前回の審査に比較すると日本政府に対する委員会のいらだちが目立っただけに、私たちはこの総括所見がきっぱりとしたものであることを期待しました。そして、10月30日公表されたそれは私たちの想像を超える鋭いもので、団の国際問題委員会が2年半に亘って格闘して仕上げたあのカウンターレポートの多くの部分に答えるものでした。
- 6.最終所見は政府の人権諸施策のうち、男女共同参画社会の実現への努力など2,3点を評価した外は厳しいものでした。主要な懸念及び勧告は実に29項目に渡るものでした。紙幅の関係で勧告の要旨のみを揚げます。

- (1)これまでの委員会勧告の速やかな実施
- (2)裁判官等の教育の中に規約の解釈・適用を取り上げ、規約に関する情報の普及をすること
- (3)第一選択議定書(個人通法制度)の批准
- (4)パリ原則(権力機関からの独立)に則った国内人権機関の設立
- (5)「公共の福祉」概念の定義及びこれが規約を超えてはならないことを明記した法律 の制定
- (6)女性の再婚禁止期間の削除、男女の婚姻年齢の統一への民法改正
- (7)男女共同参画実現のための一層の努力及びそのための数値目標の見直し
- (8)女性の正規職員の雇用促進、性別による賃金格差の解消及びこのための5項目(すべての企業におけるポジティブ・アクションの援用、労働時間の長時間化をもたらす労働基準の緩和、保育施設の増加、改正パートタイム労働法のもとでのパート労働者の均等待遇、職場セクシャルハラスメントの刑事処罰対象化、間接差別防止のための効果的措置等)の解決目標
- (9)強姦の定義拡大、訴追要件の見直し、裁判官等に対する性暴力についての研修
- (10) D V 加害者に対する量刑政策の見直し、保護命令違反者の勾留、訴追、D V 被害者に対する損害賠償、シングルマザーに対する育児手当増額、損害賠償と子どもの扶養に対する裁判所命令の執行、長期的なリハビリプログラムとリハビリ施設の強化
- (11) 死刑廃止の検討、死刑適用範囲の限定、死刑確定者の処遇、高齢者へ死刑執行についての人道配慮、死刑執行についての家族への事前告知、恩赦、減刑、執行の一時延期の利用可能
- (12) 死刑事件における再審査を義務的とするシステム導入。再審請求、恩赦の出願による執行停止効の確実化、死刑確定者と弁護士の再審に関する面会の厳格な秘密性の確保
- (13)代用監獄制度の廃止、規約14条に含まれる人権保障への適合性の確保、取調中の 被疑者と弁護人の秘密交通権の保障、犯罪嫌疑の性質に関係のない逮捕時からの法律扶 助を受ける権利の保障、医療措置に関する警察記録へのアクセス権の保障、起訴前保釈 制度の導入
- (14)被疑者取り調べ時間の厳格な制限違反に対する制裁を課す法律の制定、取り調べの 全過程のビデオ録画システムの確定、被疑者取調中の弁護人の立会権を認めること、警 察の役割は真実発見ではなく、裁判のための証拠収集であることの認識、黙秘権の完全 保障、自白よりも科学的な証拠を
- (15) 刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会への十分な人員配置、すべての関係 情報の入手、視察委員の任命権者から刑事・留置施設管理者の排除

刑事施設収容者による不服審査に関する調査委員会の十分な人員配置とその意見 の拘束力

被留置者から提出の不服申立についての再審査権限は外部の専門家からなる独立機関に移すこと、受刑者、被拘留者からの不服申立件数等についての統計資料の開示

(16) 死刑確定者の単独室拘禁を限定的且つ例外的措置にとどめること、保護室への収容 について期間に上限を設けること、事前の身体・精神の診察と明確な基準等のないまま

- の受刑者の収容区画への隔離廃止
- (17)「慰安婦」制度についての留保なき謝罪、加害者の訴追、生存被害者への十分な補償、このための立法的、行政的措置、学生、一般国民への教育、被害者中傷等に対する制裁措置
- (18)人身売買被害者の発見努力、人身売買データの収集、人身売買等加害者への量刑見 直し、被害者保護の民間シェルター、通訳・医療その他の活動支援及び長期の社会支援、 被害者の法的地位の安定と被害者支援強化
- (19)外国人研修生等に対し、最低賃金等の最低限度の労働基準についての国内法による 保護、彼らを搾取する使用者の制裁、現行制度を権利保護への新制度へ改めること
- (20)難民認定者を拷問等の危険ある国へ送還することの禁止の観点での関係法改正、難 民認定申請に対する社会支援と雇用確保、不服申立審査機構制度の創設及びその身分等 の保障
- (21)規約19条(言論、表現の自由)及び規約25条(政治活動の自由)が保障する政治活動やその他の活動を警察、検察、裁判所が不当に制限することを防止するために表現の自由や公的な事柄の運営に参加する権利に対し設けられている不合理な制限を法律から撤廃すること
- (22)子どもの正当な発達と児童虐待を防止するため、少年少女の性的同意年齢を引き上げること
- (23)婚外子の国籍取得、相続権、嫡出子記載等について差別防止の観点から、国籍法、 民法、戸籍法から差別条項を取り除くこと
- (24)規約26条(差別禁止)には性的嗜好による差別も含まれるとの観点から、婚姻していないが同居している同性間カップルに対しても、婚姻していないが同居している異性間カップルに付与さる恩恵を保証すること
- (25)外国人を国民年金制度から差別的に排除しないため国民年金法の年齢制限規定の適用を受ける外国人のための経過措置を講ずること
- (26)朝鮮語を教える学校に対する公的補助の増額、朝鮮学校への寄附者に対する税務上の優遇措置、朝鮮学校卒業生への大学受験資格の付与
- (27)アイヌ民族及び琉球民族を国内法で先住民族と認め、承継文化・伝統的生活様式の 保護等の権利を認め、両民族の子に彼らの言語、文化についての教育を受ける機会等の 提供
- (28)第61回定期報告書の提出日を2011年10月29日とすること、この総括所見が各機関及び国内社会に公表伝播されること、NGO等に入手可能となること
- (29)上記番号(12),(13),(14),(16)の各勧告について1年以内の事後情報の提供、次回報告書に勧告及び規約全体の適用状況に関する情報の提供

なお、詳しい情報をお望みの方は団本部にお問い合わせ下さい。国際問題委員会のメーリングリストに加入されることもお勧めします。 1.市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約若しくはB規定という)に関する第5回日本政府報告の審査が2008年10月15、16両日ジュネーブの国連欧州本部で開かれました。この条約の監視機関である自由権規約委員会が締約国である政府の5年に1回の定期報告に基づいて行うもの

ですが、日本政府の報告書が期限に4年も遅れて提出されたために、実に10年ぶりの審査となってしまいましてた。

- 2.日本政府はこの審査に当たっての報告書の分量と参加陣容は「立派」でしたが、報告書の中味は相変わらず空疎であり、役人の棒読み答弁は聞く者をして退屈させました。 日本の批准した人権条約がきちんと履行されているかどうかを点検する審査であるにもかかわらず、日本政府は終始規約は眼中にないという対応ぶりでした。ですからこれを追及する専門委員からは日本政府はひとりとして規約のことに触れようとしないと強い不満が表明されました。
- 3.審査は異例の延べ9時間に及びました。NGOからの報告が充実しているだけに、そしてそれに較べて政府の報告が貧弱なだけに糺さなければならないことが沢山あったからだと思います。専門委員の語りかけのなかに国内では通りにくくなっている常識がまさに文字通り常識として生き返る様をみて、改めて人権とはこのことなんだと実感しました。
- 4.委員会ではここまで人権が原則的に語られているのに、残念なことに政府は都合の良い解釈に固執するばかりで、国際人権の到達点に思いを致すという姿勢は微塵も窺えませんでした。例えば、国連の人権諸機関がこれまで度々代用監獄を非難してきたにもかかわらず、かえってこれを正当化する姿勢を公然と示すとか、死刑制度とその運用について人権の見地から配慮を求める委員の意見に世論調査の結果で対抗するとか、表現の自由を脅かす公選法戸別訪問禁止規定については最高裁判決の要旨を読み上げてすませるなど、数えあげれば切りがありません。
- 5.このようなやりとりのあとで発表された委員会の総括所見は次なる審査の宿題とも言うべきものです。前回の審査に比較すると日本政府に対する委員会のいらだちが目立っただけに、私たちはこの総括所見がきっぱりとしたものであることを期待しました。そして、10月30日公表されたそれは私たちの想像を超える鋭いもので、団の国際問題委員会が2年半に亘って格闘して仕上げたあのカウンターレポートの多くの部分に答えるものでした。
- 6.最終所見は政府の人権諸施策のうち、男女共同参画社会の実現への努力など2,3点を評価した外は厳しいものでした。主要な懸念及び勧告は実に29項目に渡るものでした。紙幅の関係で勧告の要旨のみを揚げます。
- (1) これまでの委員会勧告の速やかな実施
- (2)裁判官等の教育の中に規約の解釈・適用を取り上げ、規約に関する情報の普及をすること
- (3)第一選択議定書(個人通法制度)の批准
- (4)パリ原則(権力機関からの独立)に則った国内人権機関の設立
- (5)「公共の福祉」概念の定義及びこれが規約を超えてはならないことを明記した法律 の制定
- (6)女性の再婚禁止期間の削除、男女の婚姻年齢の統一への民法改正
- (7)男女共同参画実現のための一層の努力及びそのための数値目標の見直し
- (8)女性の正規職員の雇用促進、性別による賃金格差の解消及びこのための5項目(すべての企業におけるポジティブ・アクションの援用、労働時間の長時間化をもたらす労

働基準の緩和、保育施設の増加、改正パートタイム労働法のもとでのパート労働者の均等待遇、職場セクシャルハラスメントの刑事処罰対象化、間接差別防止のための効果的措置等)の解決目標

- (9)強姦の定義拡大、訴追要件の見直し、裁判官等に対する性暴力についての研修
- (10) DV加害者に対する量刑政策の見直し、保護命令違反者の勾留、訴追、DV被害者に対する損害賠償、シングルマザーに対する育児手当増額、損害賠償と子どもの扶養に対する裁判所命令の執行、長期的なリハビリプログラムとリハビリ施設の強化
- (11) 死刑廃止の検討、死刑適用範囲の限定、死刑確定者の処遇、高齢者へ死刑執行についての人道配慮、死刑執行についての家族への事前告知、恩赦、減刑、執行の一時延期 の利用可能
- (12) 死刑事件における再審査を義務的とするシステム導入。再審請求、恩赦の出願による執行停止効の確実化、死刑確定者と弁護士の再審に関する面会の厳格な秘密性の確保
- (13)代用監獄制度の廃止、規約14条に含まれる人権保障への適合性の確保、取調中の 被疑者と弁護人の秘密交通権の保障、犯罪嫌疑の性質に関係のない逮捕時からの法律扶 助を受ける権利の保障、医療措置に関する警察記録へのアクセス権の保障、起訴前保釈 制度の導入
- (14)被疑者取り調べ時間の厳格な制限違反に対する制裁を課す法律の制定、取り調べの 全過程のビデオ録画システムの確定、被疑者取調中の弁護人の立会権を認めること、警 察の役割は真実発見ではなく、裁判のための証拠収集であることの認識、黙秘権の完全 保障、自白よりも科学的な証拠を
- (15) 刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会への十分な人員配置、すべての関係 情報の入手、視察委員の任命権者から刑事・留置施設管理者の排除

刑事施設収容者による不服審査に関する調査委員会の十分な人員配置とその意見 の拘束力

被留置者から提出の不服申立についての再審査権限は外部の専門家からなる独立機関に移すこと、受刑者、被拘留者からの不服申立件数等についての統計資料の開示

- (16) 死刑確定者の単独室拘禁を限定的且つ例外的措置にとどめること、保護室への収容について期間に上限を設けること、事前の身体・精神の診察と明確な基準等のないままの受刑者の収容区画への隔離廃止
- (17)「慰安婦」制度についての留保なき謝罪、加害者の訴追、生存被害者への十分な補償、このための立法的、行政的措置、学生、一般国民への教育、被害者中傷等に対する制裁措置
- (18)人身売買被害者の発見努力、人身売買データの収集、人身売買等加害者への量刑見 直し、被害者保護の民間シェルター、通訳・医療その他の活動支援及び長期の社会支援、 被害者の法的地位の安定と被害者支援強化
- (19)外国人研修生等に対し、最低賃金等の最低限度の労働基準についての国内法による 保護、彼らを搾取する使用者の制裁、現行制度を権利保護への新制度へ改めること
- (20)難民認定者を拷問等の危険ある国へ送還することの禁止の観点での関係法改正、難 民認定申請に対する社会支援と雇用確保、不服申立審査機構制度の創設及びその身分等

の保障

- (21)規約19条(言論、表現の自由)及び規約25条(政治活動の自由)が保障する政治活動やその他の活動を警察、検察、裁判所が不当に制限することを防止するために表現の自由や公的な事柄の運営に参加する権利に対し設けられている不合理な制限を法律から撤廃すること
- (22)子どもの正当な発達と児童虐待を防止するため、少年少女の性的同意年齢を引き上げること
- (23)婚外子の国籍取得、相続権、嫡出子記載等について差別防止の観点から、国籍法、 民法、戸籍法から差別条項を取り除くこと
- (24)規約26条(差別禁止)には性的嗜好による差別も含まれるとの観点から、婚姻していないが同居している同性間カップルに対しても、婚姻していないが同居している異性間カップルに付与さる恩恵を保証すること
- (25)外国人を国民年金制度から差別的に排除しないため国民年金法の年齢制限規定の適用を受ける外国人のための経過措置を講ずること
- (26)朝鮮語を教える学校に対する公的補助の増額、朝鮮学校への寄附者に対する税務上の優遇措置、朝鮮学校卒業生への大学受験資格の付与
- (27)アイヌ民族及び琉球民族を国内法で先住民族と認め、承継文化・伝統的生活様式の 保護等の権利を認め、両民族の子に彼らの言語、文化についての教育を受ける機会等の 提供
- (28) 第61回定期報告書の提出日を2011年10月29日とすること、この総括所見が各機関及び国内社会に公表伝播されること、NGO等に入手可能となること
- (29)上記番号(12),(13),(14),(16)の各勧告について1年以内の事後情報の提供、次回報告書に勧告及び規約全体の適用状況に関する情報の提供

なお、詳しい情報をお望みの方は団本部にお問い合わせ下さい。国際問題委員会のメーリングリストに加入されることもお勧めします。

警察の捜査怠慢の違法性を認めた東京地 裁判決

三多摩法律事務所 鈴木 麗加

1 小出亜紀子さんは、2003年12月14日、本間直人(当時24歳)及び少女A(当時19歳)から呼び出され、以降、本間及び少女Aが同居していた東京都足立区内のアパートの一室において監禁中、継続的に暴行を加えられ、食事や水分を十分に与えられず、次第に衰弱した状態のままで放置されたため、年が明けた2004年1月20日午前10時ころ、同所において、殺害された。亜紀子さんは当時24才。保険会社の外交員として働き始めた矢先のことだった。

本訴訟は、亜紀子さんの両親が、多摩中央警察署が、亜紀子さんの母親や友人から、亜紀子さんが本間らに監禁されている可能性があるから捜してほしいという訴えや情報を受け取っていながら、事件性なしと判断して捜査に着手しなかった責任を問うために提訴した損害賠償請求訴訟である。被告は、多摩中央警察署を設置管理する東京都、本間及び少女Aのほか、当時未成年だった少女Aの監督を怠った母親である。因みに、刑事事件では、本間、少女Aとも殺人、死体遺棄の共犯として起訴され、懲役13年の判決が確定している

11月7日、東京地方裁判所民事第16部合議1係は、東京都を含む全ての被告との関係で、両親の請求を全額認容する判決を言い渡した。本稿ではこの判決についてご報告したい。

2 もともと本間及び少女Aとの間では、亜紀子さんが行方不明になる以前から、借金を 強要されるなどのトラブルが絶えなかったため、両親や友人らは、当初から亜紀子さんが 本間と少女Aに呼び出されて帰れなくなっているのではないかと強く疑っており、多摩中 央警察署に捜索願を提出した際も、具体的に本間と少女Aの名前を挙げたうえで、亜紀子 さんに対する過去の加害行為の数々を話した上で本間らに監禁されているのではないかと 相談していた。母親は、捜索願を提出する際、本間と亜紀子さんが写っている写真及び本 間と少女Aの名前等が書かれたメモを警察署に預けている。

また、2004 年 1 月 5 日には、後で本間と少女 A の番号と判明した携帯電話を通じ、何度か亜紀子さんと連絡が取れるという進展があったが、亜紀子さんの様子が、母親に金を無心し綾瀬に来るように頼んだものの母親が綾瀬に行ったのに姿を現さなかったり、泣きながら友人らに「捜さないで」と電話をかけてくるなど異常な様子だったため、一日のうち 2 度に亘り、母親と友人らが多摩中央警察署に赴いて、改めて本間と少女 A が怪しく、亜紀子さんが犯罪に巻き込まれているに違いない旨の申告している。また、同日、友人の電話に、非通知で見知らぬ女から「亜子(亜紀子さんのこと)から聞いたのだけど、あんた、直人(本間)のことを殺すって言ったでしょう。」という不穏な電話がかってきたこともあり、友人らは非通知の女が少女 A に違いないと思い、亜紀子さんが監禁され金を無心させられているのではないかと益々不安を募らせていた。さらに、友人らが、警察官の前で亜紀子さんに電話をしたところ、本間が突然電話に出て、「亜紀子は今いないが明日帰るからもうかけてこないで」と言われ電話が切られてしまう。そばにいた警察官が「今帰せばいいじゃない。警察から電話だと言え」等とアドバイスし、再度電話をかけ、友人が電話に出た本間に「今警察の人に替わるね」と言ったとたんにまた電話が切れた。

こうした事態に、さすがに生活安全課でも事件性が否定できないと考え、刑事課との協議が始まった。友人らは協議が行われていた事務室外の廊下で待機しながら、亜紀子さんに電話をかけ必死に連絡を試みていたところ、亜紀子さんが電話に出た。警察官が電話を替わり、近くの交番に行きなさいと言ったが、亜紀子さんが探さないでほしい等言い電話が切れてしまった。結局、生活安全課及び刑事課は、本人が捜さないでくれと言っているという報告を重く見て、結局事件性なしと判断した。

3 後日、警察官6名に対する証人尋問のなかで、刑事課と生活安全課との協議がきわめ

て杜撰であったことが判明した。このときの協議の場に、捜索願受理表と母親が提出していた写真とメモは持ち込まれず検討もされていない。協議に参加した警察官6名のうち、4名の警察官は、母親や友人らの事情聴取を直接担当していたのに、亜紀子さんと本間及び少女Aとの間のトラブルの経過や非通知の女からの異常な電話、亜紀子さんが「泣きながら」電話をしてきたこと、母親及び知人らが本間と少女Aから亜紀子さんが監禁されているのではないかと疑い警察を何度も訪れていたことなどの情報が全く共有されていなかった。しかも、亜紀子さんをよく知る友人らが、本人が探さないでと言った言葉にも関わらずわざ的ざ警察署に戻り「言わされているような気がする」と申告したのに、亜紀子さんと話したのはそのときが初めてという警察官の「本人が捜さないでと言っている」という報告だけが重要視されていた。この警察官は、亜紀子さんと本間及び少女Aとの間のトラブルや母親や知人らが本間と少女Aを疑って警察に相談に何度も来ていたことなど全く知らされていなかった。

4 警察の捜査権限不行使が違法と評価されるためには、 生命、身体及び財産等に対する重大な危害が加えられる切迫した状況にあったか(危険の切迫性) 警察が上記危険性を認識しまたは容易に認識しうる状況にあったか(認識可能性) 警察官が上記危険除去のための警察権を行使することにより加害行為の結果を回避することが可能であり(結果回避可能性) その行使が容易である(権限行使の容易性)の四要件が必要とされる。桶川ストーカー殺人事件、栃木リンチ殺人事件等でもこの四要件が争点となってきた。

本件の場合、刑事記録開示の結果、1月1日から1月3日にかけて、少女Aの母親が娘のアパートを訪ねており、亜紀子さんに対する監禁及び暴行を認識していたこと、少女Aが当時保護観察中であり、保護司が少女Aのアパートを訪問するなどしていたことから、警察が保護司や少女Aの母親に照会すれば、少女Aの居所即ち亜紀子さんの監禁場所を探し出すのはきわめて容易だったことも判明した。亜紀子さんが殺害されたのは1月20日だったから、警察が1月5日あるいはそれ以降にも捜査を行っていれば、亜紀子さんの居場所は容易に特定され救出されていたことはほぼ間違いない。従って、上記四要件のうち、本訴訟の実質的な争点は、2番目の警察官の認識可能性であったと言える。

本訴訟において、東京都は、母親及び友人らの申告事実の大部分(母親や友人らが本間と少女Aが怪しいと述べていたことや本間と警察署内で電話が通じたことなど)について争っていた。しかし、今回の判決において、東京地裁は、母親及び友人らの申告事実を認定したうえで、1月5日の亜紀子さんの不可解な言動、泣きながら友人らに電話をしてきたことや非通知の女の不穏な発言内容、本間が電話に出たこと、年末年始を挟んで長く行方不明になっている状況等を総合的に考慮し、1月5日の時点で、亜紀子さんの生命身体に対する具体的かつ切迫した危険性の存在を容易に認識し得たと認定した。

5 特に、今回の判決では、協議の場に、生活安全課の情報が共有されていなかったことが問題の根本的原因であることが明確に指摘された。また、相談を受けた警察として、「職務上、相談者の訴える力や表現力の程度等にとらわれず、事件性の判断に必要な事項を適切に聞き出し、的確な判断をすべきである」とも判示されている。遡れば、2000年7月、桶川ストーカー殺人事件、栃木リンチ殺人事件における捜査怠慢により被害発生を回避で

きなかったことへの反省を踏まえ、警察刷新に関する有識者の緊急提言がなされた。そこでは「民事不介入についての誤った考え方を払拭しないまま、逆にこれを言い逃れにして、国民の要望・意見等を真剣に受け止め必要な捜査保護等を行わない事例が目立つ」等明記されている。しかし、刷新会議における提言が実現されているとは到底言えないし、提言後に起こった本件でも、警察が桶川ストーカー殺人事件や栃木リンチ殺人事件等過去の事件のときと同様の法的主張を展開していることに非常な違和感を覚える。警察が捜査を適切に遂げていれば確実に助かっていたはずの一人の若い女性の命が奪われたことを思うとやりきれない。

6 本訴訟では多摩中央警察署に対する証拠保全を行い、母親が提出していた捜索願受理 票、写真とメモを保全することができた。また、元北海道警察釧路方面本部長を務められ、 警察庁の家出人発見活動要綱の作成も担当された原田宏二さんから力強い意見書を戴くこ とができた。いずれも訴訟のなかできわめて重要な証拠となった。

東京地裁判決直後、警視庁が多摩中央警察署での対応に問題があったかどうか検証するとの報道がなされていたがその結果はどうだったのだろうか。いずれにせよ 11 月 21 日、東京都は控訴した。その際公表された「裁判所の判断に承服できない」との東京都のコメントに対し、両親とともに憤りを覚えた。本訴訟は、三多摩法律事務所、小林克信、水口真寿美、田所良平と私で担当しているが、社会的影響の大きい事件でもあり、東京地裁判決を維持すべく弁護団として全力を注ぎたい。

11.19新宿街頭宣伝アンケート

に参加して

東京法律事務所 今泉 義竜

1 宣伝に参加

寒風吹きすさぶ中、新宿西口での街頭宣伝に参加した。景気悪化を理由に大量の非正規 労働者の首切りがなされつつある情勢のもとで、団の弁護士が街にでて派遣法の抜本改正 を訴え、路上無料法律相談を行うというものだ。

私は修習生時代に1回参加したので今回は2回目であった。今回は弁護士としての参加で、法律相談や宣伝カー上の演説も担当することができた。

2 街の反応

前回と比較して、全体としての反応は全然違ったように思う。自分からビラを受け取りに来たり話しかけてくる方も多く、私自身は2時間の宣伝のほとんどを対話の時間で費やした(中には延々と愚痴を言われるだけの場合もあったが…)。宣伝カー上での演説も、比較的視線を感じた気がする(気のせいかもしれないが)。西口の喫煙所にたむろしている人々は暇つぶしに比較的聞いてくれたのではないか。

3 対話・アンケート

対話の内訳は、70代、50代、40代、20代2人といった感じであった。50代の

方は、自分は使用者であるが今の流れはおかしい、あなた方に賛成する、といって、ひとしきり自民党政治を批判して去っていった。 4 0 代の方は職場でのパワハラで正社員をやめてパートのヘルパーをやっており、生活の不安を抱えていた。

アンケートは20代の方からとれた。一人は学生、一人は派遣社員。いずれも現状の派遣の実態を疑問に感じ、派遣法抜本改正要求に概ね賛同していた。一方で、日雇いをなくせば失業率が上がるのではないか、不景気である程度のリストラはやむを得ないのではないか、といった疑問をぶつけられた。派遣社員の方は、派遣期間中に派遣を切られそうで不安だと訴えてきた。

4 今後に向けて

街の反応を見て,改めて今おきている非正規労働者の問題が多くの国民の関心事となっていることを実感した。そして,大量解雇に対して集団的に立ち向かっていく必要性を感じた。その後,鷲見弁護士がいすゞ自動車を相手に仮処分申請をするなど活発な活動を展開しておられると聞き,大変頼もしく思う。私も非正規労働者を守る活動に力を入れていきたい。

多摩地域で幹事会を開催

三多摩法律事務所 長尾 宜行

11月28日(金)国分寺市内にある都教組北多摩西支部の会館で11月の幹事会が開催された。いつも団事務所で行なわれている幹事会に、多摩地域の法律事務所からの参加が少ないため、幹事会のほうから出張をしてきたというところだろう。

多摩地域での近時最大の話題といえば、何といっても東京地裁・家裁八王子支部の立川移転である。来年4月20日から業務開始となる新庁舎は、立川駅の北口から東大和方面へ向かうモノレールに乗って、ひとつ目の高松という駅で降り、さらに数分歩いたところにある。現在庁舎の外観はほぼ出来上がっているが、個人的な感想をいえば、少し小さいのではないかなと思う。410万人の人口を抱え、現在地域を横断するJR中央線の複々線化工事が進められており、さらには地域を縦断する幹線道路がいくつも計画(その当否は別としても)されているこの地域は、まだまだ発展するであろう。今後紛争、事件は確実に増大し、多様化するであろうことからすれば、物理的にももっと大きな裁判所の存在が要請されるように思われる。

裁判所の移転に伴ない、弁護士会多摩支部においても会館の問題などさまざまな問題が 生起した。この日の幹事会では、現在二弁の多摩支部長である中野直樹団員(まちだ・さ がみ総合法律事務所)から弁護士会多摩支部における諸課題等について報告があったが、 当面立川の裁判所で実務修習が開始されることに伴なう弁護修習についての体制づくりの 問題が最重要課題となろう。

その他、幹事会では、憲法ミュージカルの運動や地域の労働事件の状況、高幡台団地の 建て替え問題、痴漢えん罪沖田損害賠償請求事件の最高裁判決、ストーカー殺人事件で警 察の責任を認めた東京地裁判決など多様な取り組みやその成果が報告された。また、裁判 員裁判の討論のなかでは、裁判所(八王子支部)主催による模擬裁判について、弁護士会 多摩支部の刑事弁護委員会などで活躍している若手の団員が模擬裁判に積極的に関与して いる状況なども報告されたが、団支部の幹事会での報告としてはめずらしい内容の報告だ ろうと思う。

多摩地域の団に結集している事務所は、実は日頃から交流の機会をけっこう多くもっている。集団事務所の執行部レベルでは、年に数回定期協議を行なっているし、毎年春のメーデー参加と秋の交流会を一大行事として位置づけている。つい最近も秋の交流会行事として、立川地域の平和・基地問題に関連したフィールド・ワークを行なった。参加者一同あらためて、かつて存在した米軍立川基地や、いまも存在する米軍横田基地と周辺自治体や地域住民との関係を身近なものとして捉え直すよい機会となったように思う。

立川の裁判所に足を運ぶと、まずはきちんと区画された土地に近代的なビルがいくつも建ち並ぶ光景が鮮烈であり、きっと最近開発された地域なのだと思われるであろう。実は、この場所は、戦前は帝国陸軍の飛行場であり、戦後は米軍立川基地であったところである。そのフィールドワークでは、裁判所のすぐ西側を南北に走る直線道路は、かつて滑走路であったということを学んだ。あの駐留米軍違憲判決(伊達判決)を引き出した米軍立川基地拡張反対闘争(砂川闘争)の壮烈な現場となった場所は、裁判所のあるところから北へ向かって車で数分のところである。その伊達判決が出されてから来年で50年、最近あらためて当時の状況が注目を集めている。

砂川闘争により立川基地の拡張は断念され、最終的には基地は返還された。地域住民の勝利と言ってよいであろう。その跡地にできた裁判所なのだから、やはり地域住民のために機能する存在でなければならないと、そんなようにも思う。立川の裁判所に来られたときには、そのような歴史にも思いを馳せていただければ幸いである。

しかしながら、立川基地の返還は、他方ではその西隣にある米軍横田基地の拡大強化を招いた。こちらの基地問題はまだまだ解決しそうにない。狛江市の面積よりも大きな横田 基地の撤去の課題は、間違いなく多摩地域の住民にとって最重要課題である。

とりとめのない報告になってしまったが、最後に、松川事件の弁護で活躍され、現在武蔵野市の境にお住まいの大塚一男先生がこの日の幹事会に出席されたことを特筆しておきたい。先生は団の重鎮(?)の方々との交流を楽しみにしておられたようだが、この日はそのような方々の出席が少なく、ちょっぴり寂しそうであった。それでも多摩地域にお住まいの大塚先生のような団員が参加されたということ自体、幹事会がこの地域で行なわれたことに十分な意義があったということを物語っているのではないかと思う。

幹事会には、ぜひまた来年も多摩にお越しいただきたいと思う。



支部総会 09年2月27日・28日

2009年の支部総会は2月27日(金) 28日(土)に行います。

場所は安房小湊、ホテル三日月です。

安房小湊へは東京駅から特急を使って約1時間40~50分です。移動時間もそう大きくはありません。

詳細が決まり次第、お伝えします。

ぜひ、多くのみなさまのご参加をお待ちしています。

支部総会の特別報告にご寄稿を

支部総会では支部団員のみなさまのさまざまな活動を特別報告としてまとめています。 毎年の継続した報告によって時間的な進展を追うことができます。類似のテーマが並ぶこ とで参考ともなるでしょう。縦横にお役立て下さい。そして利用の実例をご報告下さい。

そのためにはまず原稿が集まらなくてはなりません。支部からご執筆をお願いしますので、よろしくご協力下さい。またどしどしご寄稿下さい。

締め切りは09年1月末日の予定です。

字数は自由。約1200~1600字が1頁となる予定ですのでご参考にしてください。 集団事務所の団員だけでなく個人事務所の団員の方もご寄稿下さい。事務局の方の原稿 も歓迎します。

多彩でおもしろく、そして力のわく原稿をお待ちしています。

年末年始の活動のご報告を

年末年始も活動されている団員の方も大勢おられることと思います。その活動を支部ニュースにご投稿下さい。

事務所ニュースの新年号のご紹介やニュースに同封した署名の達成などをお知らせいただければ幸いです。憲法改悪反対東京共同センターでは9条を守る署名の集約を行っています。団関係の署名の集約を報告したいと思いますので、みなさまのご経験をお知らせ下さい。

09年1月21日(水) 若手学習会& 新人歓迎会 テーマは過労死

来年1月には新61期が弁護士登録します。その歓迎を兼ねた若手学習会を行います。 2009年最初の、そしてもちろん新61期の弁護士にとっては弁護士になって、また団に入って最初の若手学習会です。現行61期も若手団員の方もこれまで同様多数お越し下さい。各事務所におかれましては、若手団員とともに新61期の参加組織をぜひお願いします。

学習会終了後は懇親会を予定しています。ベテラン団員のみなさまも新 6 1 期歓迎にご参加下さい。

日 時 2009年1月21日(水)午後5時から

場 所 団東京支部事務室

講 師 岡村親宜団員(東京本郷合同法律事務所)

テーマ 過労死問題について

懇親会は午後7時30分から

新三陽 文京区本郷1-33-8 ハウス本郷ビル1,2F

0 3 - 3 8 1 4 - 0 4 3 4

T o k y o 憲法セミナー 0 9 年 1 月 2 6 日

第1回のTokyo憲法セミナー(TKS)が、田巻団員を講師に、自衛隊イラク派兵 違憲判決のテーマで行われました。その講演では、期日のたびにイラクの戦況の報道が裁 判所に提出されたことが重要だったと話されました。

イラク報道で重要な位置だったのが一つは「しんぶん赤旗」。そしてもう一紙が名古屋 の中日新聞です。東京では東京新聞が系列です。

その東京新聞で編集委員として1992年から防衛庁(現防衛省)取材を担当されている半田滋氏を講師にお招きします。

自衛隊の本質に迫るお話を期待したいと思います。

日時 09年1月26日(月) 午後6時30分~8時30分

場所 エデュカス東京(全国教育文化会館)地下1階会議室

資料代など 500円

講師 半田滋さん(東京新聞編集委員)

テーマ 「専守防衛の日本」と米軍再編

11月幹事会議事録

日時:2008年11月28日(金)午後2時~午後5時10分 参加者は20名

場所:北多摩西教育会館

1 団支部ソフトボール大会の報告・感想

・205名の参加で、史上最大の参加人数。

早期に試合に負けて午後の試合がなくなってしまったチームに懇親会にどうやって参加してもらうか。午前中で試合が終わったチームは懇親会まで何もすることが無く帰ってしまう。

- ・ただ、会場で使用できるコートの面数から見て、チーム数が多くなると、物理的 に全チーム午後まで試合をするようにトーナメントを組むことができない。
- ・運営上の問題点として、チームのキャプテンへの連絡をどのように徹底するのか。

2 Peace Night 9 の訴えと活動報告

各大学の9条の会などが集まって9条を護ろうとするイベントを開催している。

第1回は、昨年11月16日に開催し、早稲田大学の学生を中心として約1100名が参加した。

実行委員のメンバーは10人余り。

第2回の集会は今年の12月12日(金)18時半から早稲田大学大隈講堂で行う。 慶応大学では学内で宣伝が自由にできず、ビラを貼るにしても氏名等を書かされる。 これから学生の中に広がりを作っていきたい。

3 三多摩地域の各事務所からの報告

(1)八王子合同法律事務所・吉田先生

平成21年4月20日から八王子支部が立川支部に移動。名称も正式に東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部に決まった。

八王子合同法律事務所は来年で創立35周年。来年3月13日に京王プラザホテルで創立35周年記念を開催する予定。

現在事務所の弁護士は10人で、新61期が来て11人になる予定である。構成は、10期代、20期代、30期代各1人、40期代2人、残りが50期代以降。

(2)三多摩法律事務所・長尾先生

立川支部は立川駅からは歩くのは難しい。モノレールの高松駅から徒歩5分くらい。 裁判所の移動に伴って立川地域に法律事務所が進出若しくは移転してきている。公 設のパブリック事務所もできた。

事務所の事件では、沖田国賠で最高裁で破棄差し戻し判決を勝ち取った。また、ストーカーに殺された被害者が、生前警察に被害を申告していたにもかかわらず、警察がこれを放置した責任を問う訴訟で、東京地裁で遺族固有の慰謝料2000万円全額が認容される判決を勝ち取った。

(3)まちだ・さがみ総合法律事務所・中野先生

来年から弁護士会の多摩支部でも独立に修習生の受け入れを開始する。来年は24 名を受け入れる予定。また、再来年から労働審判が立川支部で開始される。 弁護士会館は高松駅の近くに確保し、東京三会で借りる部分と東弁で借りる部分と がある。最大で150名くらい入る会議室がある。

更に、多摩支部の本庁化を目指す運動もある。裁判所法を改正し、多摩地方裁判所 を作るというもの。

八王子支部の跡地は法務局と税務署が入り、簡裁機能は八王子支部に残る。

多摩地域の事務所交流の面では、年に2回、4事務所交流会を行い意思疎通をしている。今年は、立川の砂川闘争の歴史を知ろうと平和委員会のガイドを頼み、現場を視察した。また、東大和の戦跡なども見学した。

事務所の近況は、事務所を法人化し、来年夏に相模原に支所を出す。志田弁護士と 名取弁護士が行く。相模原は合併により人口70万人となり、政令指定都市化を目指 している。他方で市民の中に政令指定都市化の反対意見もあり住民投票請求もしてい る。事務所の弁護士は8人で、新61期も加わると9人となる。

事務所では憲法についての集いを1年に1回行っているが、去年は4回に回数を増 やして行った。今年はイラク訴訟で名古屋から川口先生を呼んだ。

(4)三多摩法律事務所・小林先生

来年から立川支部でも裁判員制度が開始される。裁判員裁判をやると決意した弁護士の名簿を作って模擬裁判を5回行った。多摩支部では年に1回は検察庁とも交流があり、情報交換などを行っている。

来年も憲法ミュージカルに取り組む。今回は昭島、多摩、武蔵野、立川で行うことが決定し、町田も候補地である。諫早湾の干拓事業をテーマに公共事業の意味を問い直す、個人と国の関係を問い直すということを現在考えている。

4 UR都市再生機構問題

高幡台団地の73号棟を耐震の問題を理由に解体して商業施設へ売却する構想がある。現在、UR側が73号棟の住民に立ち退きを求め、他の棟に移るように説得したりしている。

しかし、この棟にこのまま住み続けたいという住民の希望は強く、特に、高齢者の場合にはエレベーターのない他の棟に引っ越すと生活が困難になるなどの問題がある。

そもそも耐震の問題が本当にあるのか、UR側は説明を尽くさない。

また、仮に耐震の問題があり解体の必要があったとしても、新しく建物を建て直し住 民を住まわせれば足りるはずであり、立ち退きの要求はおかしい。

12月7日に高幡台団地現地で意見交換会。

5 支部総会

来年は2月27日・28日両日に安房小湊のホテル三日月で開催決定。 特別報告の原稿を来年1月末締め切りで各方面にお願いする。 次期幹事と選管は、1月幹事会で公示、2月幹事会で推薦の予定。

6 若手学習会

来年1月21日午後5時~、岡村先生に過労死の問題をお話しいただく。 幅広く参加の呼びかけをする。

7 憲法

第2回憲法セミナーを1月26日午後6時半~エデュカス東京で。70名規模の会場。 東京新聞編集委員の半田滋さんに講演をいただく。

第1回憲法セミナーは約35名が集まり、うち団員は10名ほどであった。

12月8日午後6時半~、全労連会館ホールで、田母神空幕長問題の講演会。

立川市の国民保護計画作成に関して、パブコメへの意見を出す。

12月12日夜に弁護士会館で東弁企画の米軍再編問題での講演会。

在日米軍施設・区域にかかる日米両政府の代表及び渉外知事会との連絡会議に対して 要望書を執行する。

自衛隊のイラク派兵撤退について声明を執行する。

国会情勢

12月25日まで臨時国会は延長。新テロ特は衆議院の再議決か。

8 労働

団本部で派遣切りの問題に対して声明。 有期雇用契約の期間途上でも解雇されている事態が生じている。 東京地評で労働相談12月1日から5日まで。

9 オリンピック問題

10 司法問題・裁判員制度

公判前整理手続きに証拠制限などの問題がある。

裁判員制度は、裁判官が市民にきちんとした説明を求められるし、情状面でも市民が敏感に反応することもある。

他方で、裁判員制度に対しては、参加したくないという市民が非常に多い。

模擬裁判の実例

裁判員裁判における量刑については、量刑資料を裁判所がデータベース化して検察官・弁護人も見られるようにする。今年4月から裁判所でデータベース化の作業をしている。データベースはいくつかの条件を打ち込んで検索できるようにしている。その上で、裁判員にも量刑資料が配られて、それが参考にされる。

裁判官から裁判員に対しては、その量刑資料はあくまで過去の裁判官の判断である

ので、市民の感覚で判断して欲しい旨説明していた。量刑は市民の感覚によるところが大きい。

11 次回幹事会

12月17日。終了後忘年会。

日誌 11月7日~12月10日

- 11月 7日「新『テロ』特措法延長法案の徹底審議・廃案を」の要請
 - 10日 Tokyo憲法セミナー
 - 11日 東京支部事務局会議
 - 12日 全国学力調査の廃止をもとめる要請/自由法曹団市民問題委員会
 - 13日 あくまで新『テロ』特措法延長法案の廃案を求めます」の要請 / 自由法曹 団治安警察問題委員会
 - 14日 出入国管理及び難民認定法執行規則の一部を改正する省令のパブコメ
 - 16日 第2回労働者の権利集会(ラパスホール)
 - 17日 自由法曹団改憲対策本部/自由法曹団国際問題委員会
 - 18日 座間から米軍基地をなくすために」を再送付 / 「原子力空母の横須賀入港に抗議する」を再送付
 - 19日 派遣法新宿アンケート
 - 20日 憲法改憲反対東京共同センター幹事団体会議/自由法曹団司法問題委員会
 - 22日 自由法曹団常任幹事会
 - 28日 支部幹事会(北多摩教育会館)/「市民が勝ち取ったイラクからの自衛隊 撤収命令」の声明
- 12月 1日「立川市国民保護計画パブリックコメントへの意見」
 - 3日 「在日米軍施設・区域に係る日米両政府の代表及び渉外知事会との連絡 会議」への要請
 - 8日 UR(都市再生機構)高幡台団地現地調査/裁判員制度の改善に向けた国 会要請行動
 - 9日 憲法改悪反対対策東京共同センター9の日宣伝(池袋駅頭)/自由法曹団 治安警察問題委員会
 - 10日 東京支部事務局会議/東京支部事務局会議/東京へのオリンピック招致に ついて各団体の意見交換会議

修習生、エクスターン生担当団員の みなさまへお願い

1,各種団の行事に修習生、エクスターン生をお誘い下さい。団の実際を目で見、肌	で触
れてもらえればと思います。	
2 ,支部ニュースを修習生、エクスターン生、また事務所訪問の修習生にお渡し下さ	,۱,
団を知ってもらうにはニュースが一番。必要部数を支部までご連絡下さい。ニュー	スの
この部分を切り取って団支部までファックス下さい。部数は1部余分にご連絡下され	ば、
この部分を切り取っても完全なニュースをお手元においておけます。	
・・・・・・・・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •
• • • •	
自由法曹団東京支部 ファックス 03-3814-2623	•
支部ニュースを <u></u> 部送って下さい。	•

弁護士

法律事務所